

地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第32号

地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則

地方公営企業の職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（昭和43年香川県規則第21号）の全部を改正する。

（水道局の職）

第1条 水道局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。

- （1） 局長
- （2） 局次長
- （3） 本庁の課長、主幹、課長補佐及び副主幹
- （4） 出先機関の所長、課長及び場長（本庁の課長に相当する職以上の職に限る。）

（病院局の職）

第2条 病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。

- （1） 局長
- （2） 本庁の課長、副課長、主幹、課長補佐及び副主幹
- （3） 出先機関の院長、所長、副院長、事務局長、看護部長、事務局次長、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、副看護部長、事務長、課長及び医長

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。